

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第135号	登録年月日	令和5年7月20日
申請番号	第252号	申請年月日	令和3年3月29日
特定農林水産物等の区分	第4類 水産物類 前2号に掲げるもの以外の水産動物類（うに）		
特定農林水産物等の名称	ハマナカヨウシヨク 浜中 養殖 うに、Hamanaka Youshoku Uni		
特定農林水産物等の生産地	北海道厚岸郡浜中町内水面、浜中湾及び琵琶瀬湾		
特定農林水産物等の特性	<p>「浜中養殖うに」は、可食部（精巣や卵巣）がオレンジ色に近い濃い黄色をしており、色や大きさがそろった養殖のエゾバフンウニである。</p> <p>豊かな磯の香りとクリーミーな口溶け、苦味や雑味のない濃厚な甘みや味わいといった市場等からの高い評価に加え、養殖の強みを生かした生産・出荷戦略により、天然のエゾバフンウニの約1.6倍の価格で取引されている。</p>		
特定農林水産物等の生産の方法	<p>(1) 養殖漁場 「浜中養殖うに」の養殖漁場は、浜中町内水面、浜中湾及び琵琶瀬湾とする。</p> <p>(2) 養殖の方法 ア 浜中町近海の親ウニから採苗されたエゾバフンウニの人工種苗を使用する。 イ 養殖用のカゴに収容して餌料価値の高いコンブ類を給餌する。</p> <p>(3) 出荷規格 浜中水産物振興協議会（以下「協議会」という。）が定めた出荷規格に基づき出荷する。</p> <p>(4) 最終製品の形態 「浜中養殖うに」の最終製品としての形態は、うに（生鮮）である。</p>		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	<p>ウニの養殖は、海中に吊るしたカゴの中で行うため、波浪の影響を受けやすく、カゴが激しく揺られるとへい死する恐れがあるが、生産地は、^{ケンボッキトウ}嶮 暮 帰島 を背に太平洋からの波浪を避ける位置の^{キラタツ}琵琶瀬湾、^{ヒチリップヌマ}霧 多布 岬の背後の浜中湾及び火 散布 沼の汽水域といった静穏域に恵まれ、養殖ウニの生産に適した自然環境を有している。</p>		

	<p>また、生産地の海域は、厚岸霧多布昆布森国定公園に登録されている霧多布湿原や大小の湖沼から河川を通じて豊富な栄養分が流入することで、栄養分を吸収した優良なコンブが育つため、コンブ漁業が盛んに行われているほか、多種多様なコンブ類の資源が豊富であることから、成長すると1日に自分の体重の5～20%もの海藻類を食べる大食漢のエゾバフンウニに十分な生鮮のコンブ類を給餌できるという希少な自然条件を有している。</p> <p>養殖においては、生産地内の親ウニから採苗した人工種苗を用いており、養殖場の環境モニタリング調査や餌料価値の検証等を行ったうえで、施設係留方法や飼育水深の調整、海流等を考慮した給餌しやすい養殖カゴの考案等を行ってきたほか、エサはウニに対して最も効果がある海藻を特定するなど、ウニ養殖技術の実用化に向け地道な努力を続けてきた。加えて、水産研究機関等と連携し、ウニの身入りや品質の評価を行いながら、順調な生育と品質を維持するための技術を確立しており、これらのことが、身入りや色調の均一な「浜中養殖うに」の生産を可能としている。</p> <p>このように、浜中町でのウニ養殖業は、地域の資源を最大限に活用しているとともに、エサとなるコンブ類の腐敗の心配がないため、環境にダメージを与えず持続的に漁業を継続できることから、SDGs（持続可能な開発目標）にもうたわれている「海洋・水産資源の持続的利用、国際的な資源管理、水産業・漁村の多面的機能の維持・促進」にも合致する地域資源循環型養殖業である。</p>
<p>特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由</p>	<p>浜中町沿岸では、昭和30年代から潜水によるウニ漁業が行われており、昭和50年代には年間300t超えの水揚げ量を誇り最盛期を迎えたが、昭和60年代に入ると、乱獲による水産資源の急速な減少により枯渇状態となったため、昭和63年から資源増大対策として人工ウニ種苗の放流を開始し、漁場を管理しながら水産資源の回復を図ってきた。</p> <p>こうした増殖対策と並行して、水揚げの少ない冬期間の収入源確保や後継者対策を目的に、浜中町独自のウニ完全養殖に向けた挑戦を開始し、昭和63年に、散布^{チリップ}漁業協同組合（以下「散布漁協」という。）が稚ウニの中間育成で大きな成果を収め、生育環境調査を経て、平成4年から火散布沼でウニ完全養殖の</p>

	<p>試験を重ねた結果、ついに平成7年3月、養殖ウニの築地市場への初出荷を果たした。</p> <p>また、浜中漁業協同組合（以下「浜中漁協」という。）も、平成13年から養殖試験事業に着手し、2年後の平成15年に「浜中産養殖ウニ」として初出荷を実現したことで、2つの漁協及び関係者による協議会を設立し、「浜中養殖うに」としてブランド名を統一した。</p> <p>養殖を開始した当初は、災害などによるへい死が何度も発生したが、それを乗り越え、生産量を徐々に増やし、養殖ウニの高値も影響してウニ全体の販売金額が最盛期の9割まで回復したことで、冬場の出稼ぎの必要がなくなり後継者も多数育っている。</p>
<p>規則第5条第2項各号に掲げる事項</p>	<p>法第13条第1項第4号ロ該当の有無：無</p> <p>商標権者の氏名又は名称：－</p> <p>登録商標：－</p> <p>指定商品又は指定役務：－</p> <p>商標登録の登録番号：－</p> <p>商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）</p> <p>：－</p> <p>専用使用権者の氏名又は名称：－</p> <p>商標権者等の承諾の年月日：－</p>
<p>登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>浜中水産物振興協議会 北海道厚岸郡浜中町湯沸445番地 会長 上野 仁</p>
<p>備考</p>	